

国自旅第41号の2
令和4年4月27日

北海道運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア
解消促進等事業(自動車)）に関する運用方針の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体及び関係事業者等に周知されたい。

なお本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人公営交通事業協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、全国個人タクシー協会会長、日本バスターミナル協会会長、全国レンタカー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

国自旅第41号の2
令和4年4月27日

東北運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア
解消促進等事業(自動車)）に関する運用方針の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体及び関係事業者等に周知されたい。

なお本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人公営交通事業協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、全国個人タクシー協会会長、日本バスターミナル協会会長、全国レンタカー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

国自旅第41号の2
令和4年4月27日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア
解消促進等事業(自動車)）に関する運用方針の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体及び関係事業者等に周知されたい。

なお本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人公営交通事業協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、全国個人タクシー協会会長、日本バスターミナル協会会長、全国レンタカー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

国自旅第41号の2
令和4年4月27日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア
解消促進等事業(自動車)）に関する運用方針の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体及び関係事業者等に周知されたい。

なお本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人公営交通事業協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、全国個人タクシー協会会長、日本バスターミナル協会会長、全国レンタカー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

国自旅第41号の2
令和4年4月27日

中部運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア
解消促進等事業(自動車)）に関する運用方針の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体及び関係事業者等に周知されたい。

なお本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人公営交通事業協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、全国個人タクシー協会会長、日本バスターミナル協会会長、全国レンタカー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

国自旅第41号の2
令和4年4月27日

近畿運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア
解消促進等事業(自動車)）に関する運用方針の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体及び関係事業者等に周知されたい。

なお本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人公営交通事業協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、全国個人タクシー協会会長、日本バスターミナル協会会長、全国レンタカー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

国自旅第41号の2
令和4年4月27日

中国運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア
解消促進等事業(自動車)）に関する運用方針の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体及び関係事業者等に周知されたい。

なお本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人公営交通事業協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、全国個人タクシー協会会長、日本バスターミナル協会会長、全国レンタカー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

国自旅第41号の2
令和4年4月27日

四国運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア
解消促進等事業(自動車)）に関する運用方針の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体及び関係事業者等に周知されたい。

なお本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人公営交通事業協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、全国個人タクシー協会会長、日本バスターミナル協会会長、全国レンタカー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

国自旅第41号の2
令和4年4月27日

九州運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア
解消促進等事業(自動車)）に関する運用方針の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体及び関係事業者等に周知されたい。

なお本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人公営交通事業協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、全国個人タクシー協会会長、日本バスターミナル協会会長、全国レンタカー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

国自旅第41号の2
令和4年4月27日

内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア
解消促進等事業(自動車)）に関する運用方針の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに関係自治体及び関係事業者等に周知されたい。

なお本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人公営交通事業協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、全国個人タクシー協会会長、日本バスターミナル協会会長、全国レンタカー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。